

## 平成20年度 厄年会慶弔規定

- 第1条 本会の会員が結婚の時は、祝電と10,000円の祝い金を贈る。
- 第2条 本会の会員が入院1ヶ月以上傷病の時は、3,000円の見舞金を贈る。
- 第3条 本会の会員、会員の両親・配偶者・子が死亡した時は、香料5,000円と花輪を贈る。  
(但し、告別式に間に合わない場合は、香料10,000円を贈る)
- 第4条 この規定によって祝儀・見舞または弔慰をした場合は、いかなる名義も問わず物品の謝を受けてはならない。
- 第5条 その他必要があるときは、役員会で協議して決定する。
- 付 則 この規定は、設立総会から実施するとし、会員への慶弔規定の対応は役員がする。